

# 1 はじめに

下表は2006年4月改正による介護保険サービスの一覧です。従来の介護給付におけるサービスのほかに、「予防給付におけるサービス」「地域密着型サービス」が新設されました。

「予防給付におけるサービス」とは要支援者が機能低下し、要介護者となるのを防ぐためのサービスです。

「地域密着型サービス」とは小規模多機能型居宅介護、グループホーム、定員29人以下の小規模介護老人福祉施設入所者などへの生活介護サービスをいいます。「地域密着型サービス」の指定・監督は、都道府県知事ではなく市町村長が行います。

【2006年4月改正における介護保険サービスの一覧】

	介護給付におけるサービス	予防給付におけるサービス
都道府県知事が指定・監督	<b>■居宅サービス</b> <b>【訪問サービス】</b> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導  <b>【通所サービス】</b> ・通所介護 ・通所リハビリテーション  <b>【短期入所サービス】</b> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護  <b>【その他】</b> ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売	<b>■介護予防サービス</b> <b>【訪問サービス】</b> ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導  <b>【通所サービス】</b> ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション  <b>【短期入所サービス】</b> ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護  <b>【その他】</b> ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売
	<b>■居宅介護支援</b>	<b>■介護予防支援</b>
	<b>■施設サービス</b> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設	
市町村長が指定・監督	<b>■地域密着型サービス</b> ・小規模多機能型居宅介護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<b>■地域密着型介護予防サービス</b> ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
その他	・住宅改修	

(注) 網掛けの部分は2006年4月に新たに設けられた介護サービス分野です。